

内田三郎議員に対する議員辞職勧告決議

令和元年9月に招集された第3回定例会において、内田三郎議員に対する議員辞職勧告決議が全会一致で可決されました。しかし、全議員が辞職を強く求めているにもかかわらず、内田議員からの辞職願は提出されませんでした。

そこで、12月に招集された第4回定例会において再度「事件の道義的、政治的責任をとり、直ちに美里町議会議員の職を辞することを勧告する」決議が同じく全会一致で可決をされましたが、いまだに辞職願は提出されず、謝罪・弁明すら町民及び議会にすることをせず、議会人として活動を続けて、町の式典等へ出席していることは誠に遺憾であり、許し難い危機的状況であると考えます。この決議は、議会の意見ではない、多くの町民の声であると思います。

今回、内田議員が惹き起こした事件は、法を順守し、規範を示す立場にある議会議員として「断じて」許される行為ではありません。

辞職勧告決議を無視し、社会的にも、そして、道義的、政治的責任を取ることなく居座り続けることは、美里町議会の品位を傷つけるだけでなく、町民への信頼をいっそう失墜させるものであります。

よって美里町議会は本件を厳粛に受け止め、議会の権威の保持と議員の職責に鑑み、内田三郎議員に対し、公人としての自らの過ちの責任を痛感し、そして、自らの意思により、社会的・道義的・政治的責任をとり、速やかに美里町議会議員の職を辞することを再度強く勧告する。

令和2年3月3日

美里町議会

議員辞職勧告決議とは

不祥事などで公職の身分にふさわしくないとされる人物に対して行われる議会の意思表示である。法的拘束力はないため、当該人物は勧告に従わなくても法律上問題はないとされている。

新井英行総務建設常任委員会委員長に対する委員長不信任決議

令和2年第1回美里町議会定例会予算特別委員会の審議中案件について、一般会計で総務税務課所管の美里町消防団5分団詰所予算の案件に対し「1億円の消防小屋を是非見に来て下さい」「いい観光名所になれば良い」などとユーチューブなどに投稿し、町民の皆様また消防団の方々に不愉快な思いをさせたとともに、美里町議会予算特別委員会を混乱させたことは、予算特別委員会委員長、総務建設常任委員会委員長としてあるまじき行為であり直ちに総務建設常任委員会委員長を辞任するよう求める。

令和2年3月23日

美里町議会